

福祉公安委員会会議記録（第1号）

令和6年12月12日

福島県議会

1 日時

令和6年12月12日（木曜）

午前 10時58分 開会

午後 1時17分 散会

2 場所

福祉公安委員会室

3 会議に付した事件

別添「議案付託表」及び「請願調書」のとおり

4 出席委員

委員長	真山 祐一	副委員長	渡邊 哲也
委員	佐藤 憲保	委員	宮下 雅志
委員	山田 平四郎	委員	鈴木 智
委員	橋本 徹	委員	安田 成一
委員	金澤 拓哉		

5 議事の経過概要

（午前 10時58分 開会）

真山祐一委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより福祉公安委員会を開会する。

初めに、会議録署名委員の指名であるが、委員長指名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

真山祐一委員長

異議ないと認め、金澤拓哉委員、橋本徹委員を指名する。

今回、本委員会に付託された案件は、知事提出議案第1号のうち本委員会所管分

外10件、議員提出議案第68号外2件及び請願2件である。

また、「陳情一覧表」を手元に配付している。

続いて、審査日程については、手元に配付の審査日程（案）のとおり進めたいが、異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのように進める。

これより保健福祉部の審査に入る。

直ちに議案の審査に入る。

本委員会に付託された知事提出議案第1号のうち本委員会所管分外7件を一括議題とする。

直ちに、保健福祉部長の説明を求める。

保健福祉部長

（別紙「12月県議会定例会福祉公安委員会保健福祉部長説明要旨」により説明）

真山祐一委員長

続いて、こども未来局長の説明を求める。

こども未来局長

（別紙「12月県議会定例会福祉公安委員会こども未来局長説明要旨」により説明）

真山祐一委員長

続いて、保健福祉総務課長の説明を求める。

保健福祉総務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

真山祐一委員長

続いて、社会福祉課長の説明を求める。

社会福祉課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

真山祐一委員長

続いて、薬務課長の説明を求める。

薬務課長

（別紙「議案説明資料」により説明）

真山祐一委員長

続いて、子育て支援課長の説明を求める。

子育て支援課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

続いて、児童家庭課長の説明を求める。

児童家庭課長

(別紙「議案説明資料」により説明)

真山祐一委員長

以上で説明が終わったので、これより議案に対する質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

橋本徹委員

保10ページの福島県立乳児院管理運営経費は建物の賃貸借に係る必要経費との説明であったが、現在の建物か指定管理後の建物かを確認したい。

児童家庭課長

郡山市に移転後の施設の賃借料である。

橋本徹委員

議決後に賃貸借契約を締結すると思うが、契約を更新するのか。

児童家庭課長

議決後に指定管理者と3月分の契約を締結し、指定管理の協定は4月1日に締結する。

橋本徹委員

保19ページの県立病院事業費運営費負担金について、政策医療を担うため一般会計からの繰入れは致し方ないと理解するが、資料提供の形でもよいので、県立病院ごとの繰入額の推移を知りたい。

保健福祉総務課長

精神科病院であるふくしま医療センターこころの杜及び不採算地区病院である南会津病院の収益減に対し、県立病院事業費運営費負担金が追加で必要になったと病院局から説明を受けている。

安田成一委員

保27ページの議案第11号について、県内における大麻栽培者数を聞く。

薬務課長

現在、県内では2名に免許を交付している。

安田成一委員

「大麻草採取栽培者」から「第一種大麻草採取栽培者」に改称されるとのことだが、例えば「第二種」や「第三種」など登録別の改称予定はあるのか。

薬務課長

海外では既に発売されていた大麻草由来の抗てんかん薬について、国内でも販売を求める声があり、大麻草由来の医薬品を供給可能とすることが法改正の背景にあった。大麻草の栽培免許は法改正により「第一種大麻草採取栽培者」と「第二種大麻草採取栽培者」に分類され、前者はこれまでも免許が交付されていた栽培者が対象であり、後者は医薬品原料の栽培者に対し厚生労働省が免許を交付する。

佐藤憲保委員

令和7年度以降の県立乳児院の指定管理について、まず若松乳児院における職員数及び年間経費を聞く。

児童家庭課長

若松乳児院の令和6年度当初予算は、事務経費が4,985万3,000円、運営経費が1,194万5,000円、人件費が1億598万円、合計1億6,777万8,000円である。また、職員数は30名である。

佐藤憲保委員

令和6年度の延べ人数でも現時点の人数でもよいので、入所数を聞く。

児童家庭課長

12月1日現在で8名が入所している。

佐藤憲保委員

入所数8名に要する運営経費が、人件費を含めて約1億7,000万円との説明であった。保22ページの債務負担行為補正では、令和7～11年度までの5年間の運営経費が約10億円、年間では約2億円となるが、当該施設の賃借料を除いた運営経費と賃借料の内訳を聞く。

児童家庭課長

5年間の賃借料は1億7,650万円、指定管理委託料は8億6,880万9,000円である。

佐藤憲保委員

5年間の賃借料を1年間に割り戻すと幾らか。

児童家庭課長

1年間では3,530万円である。

佐藤憲保委員

賃借料を除いた管理運営経費について、乳幼児の年間受入れ人数や運営に係る職員数をどのように見込んだのか。

児童家庭課長

施設の配置基準に基づき必要数を計上し、職員数は30名で積算した。

佐藤憲保委員

入所する乳幼児数は年度間で変動すると思うが、現在の若松乳児院における入所数を基準としたのか、今後想定される入所数を年単位に平準化して積算したのか、職員数の積算根拠を聞く。

児童家庭課長

県立乳児院の定員15名を積算根拠とした。

佐藤憲保委員

安価を前提に指定管理契約をせよとは言わないが、入所数に増減があるとはいえ、現在の入所数8名に対して職員30名を抱え続ける積算は、果たして公正な判断なのか。

こども未来局長

虐待された乳幼児は障がいがある場合があり医療提供を受ける機会が非常に多いが、若松乳児院は建物の老朽化だけではなく、医療機関との連携が困難な立地にあった。今回、県立乳児院は医療との連携など新しい考え方で整備しており、病院機能を持つ指定管理者建物に対し賃借料を支払いながら運営していく点については、より安全で非常にメリットが多いと感じている。5年間の債務負担行為は、新築された建物を乳児院として使用するための賃借料のほか、国が定めた定員に応じた職員配置基準に基づき支払われる措置費分を積算している。

佐藤憲保委員

局長答弁後に追加でただすのは恐縮するが、措置費の基準に基づき運営費を算定し、県内全域から利用しやすい県中地区に賃借料を負担しながら移転改築するとの

判断は了解している。契約金額の多寡や指定管理者となる相手方の適否を述べているわけではなく、5年間において入所数に変動があった際の対応策を確認したい。

児童家庭課長

基本的には5年間同額で指定管理契約を締結するが、大きく変動した際は改めて協議を要すると思う。

佐藤憲保委員

協議の際は、指定管理者から運営状況の年間報告等を得ながら確認すると思うが、県による定期的なチェック機能はあるのか。

児童家庭課長

指定管理とはいえ県の施設であるため、当然県が責任を持ちチェックしていくことになる。

佐藤憲保委員

入所する乳幼児を健全に保護し続けるため、乳幼児1人に対し平均で3～4人の職員が24時間対応に関わることになるが、乳児院に限らず、指定管理者に対しては県直営よりも厳しくチェック機能を働かせる必要がある。措置基準の遵守状況の確認を怠り事故が発生すれば、報道され大きな社会問題になるが、そうした事態があってはならない。スタートラインだからこそ適切な確認体制を決めておく必要があるため、県としての基本的な考え方や対応について、局長に再度答弁を願う。

こども未来局長

乳児院への措置要否の判断や入所後の処遇確認は児童相談所が行っているため、まずは児童相談所を中心として一人一人の子供の成長に合わせて処遇していきたい。また、指定管理者制度への移行後も県立施設であるため県が関与しないわけではなく、監査や各種事業において運営状況をしっかり確認し、県として責任を持ち見守りたい。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で議案に対する質疑を終結し、これより一般的事項に対する質問に入る。

質問のある方は発言願う。

宮下雅志委員

今定例会の本会議において、県職員の獣医師不足や獣医師確保に向けた処遇改善について議論されたが、保健福祉部所管分の獣医師の充足状況を聞く。

食品生活衛生課長

保健福祉部では食肉衛生検査所と動物愛護センターの2か所に獣医師を配置しており、動物愛護センターでは定足数を満たしている。一方で、食肉衛生研究所では退職した獣医師が専門員として勤務している部分もあるが、正規職員としては10名程度、頭数としては5名程度が不足している。

宮下雅志委員

求人しても応募がない、応募者がいても採用試験の結果が一定の能力に達していないなどのほか、他県でも同様に獣医師が不足している中で、本県を退職し好条件の他県に移動していくとの話も聞いている。まずは処遇改善を行うなど本県で働く魅力がなければ獣医師不足を解消できないと思うが、その辺りの認識や考えを聞く。

食品生活衛生課長

委員指摘のとおり、他県出身者が本県の採用試験に合格して採用されたものの、実家との関係上どうしても地元に戻りたいとの理由で、地元の採用試験を再受験し合格、採用されたため退職した職員が過去に数名いた。

本県では福島県獣医学生修学資金貸与事業の実施により、本県職員として採用された際は返還が不要になる奨学金を支給している。当該制度や保健福祉部の具体的な業務内容等を説明するため獣医学部のある大学に職員が積極的に出向き、一人でも多くの獣医師を本県に呼び込み退職を防ぐ取組を行っている。

宮下雅志委員

人員確保は喫緊の課題であるため、そのような形で進めてほしい。

先ほど、食肉衛生検査所では専門員を含めてもなお5名程度の獣医師が不足しているとの答弁があった。三春町の動物愛護センターは専任の獣医師がいるとのことだが、同センターの会津支所では、会津保健福祉事務所の生活衛生部長、同副部長や衛生推進課長をはじめ、そのほか食品衛生チームの技師6名が兼務しており、相双支所では相双保健福祉事務所の生活衛生部長と副部長のほか食品衛生チームの技師2名が兼務している。動物愛護センターの支所では兼務が常態なのか、もしくは

獣医師不足によりそのような状況にならざるを得ないのか。

食品生活衛生課長

平成29年度の動物愛護センター開所以前は、県内の保健所6か所で動物愛護業務を行っていた。開所時に中通りの保健所分を三春町の同センターに集約したが、三春町から遠隔地にある会津地域や相双地域の現場への出張は業務上難しく、結果として保健所時代に業務を担っていた会津と相双の2か所に支所を置き、保健所の兼務職員として配置している。

宮下雅志委員

食品衛生チームの技師が兼務であっても、同センターの支所としての機能を維持できると理解した。

真山祐一委員長

質問の途中だが、暫時休憩する。

再開は、午後1時とする。

(午後 0時 休憩)

(午後 0時58分 開議)

真山祐一委員長

再開する。

休憩前に引き続き、一般的事項に対する質問を行う。

質問のある方は発言願う。

宮下雅志委員

令和2年6月に公布された地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、4年4月から施行された社会福祉連携推進法人制度について聞く。当該法人の設立により、同じ目的意識を持つ複数の社会福祉法人等が社員として参画し、個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを生かした法人運営が可能になるとのことだが、内容の詳細を説明願う。

社会福祉課長

令和4年度から施行されている社会福祉連携推進法人は、各種事業の展開のため

規模を拡大し、福祉以外の事業に取り組むもので大きく6つの事業内容がある。

1点目は地域福祉支援業務であり、各法人の連携により地域貢献や研究等を行うものである。2点目は災害時支援業務であり、今年1月の能登半島地震のように昨今頻発している災害時に県域を越えた福祉支援を行う業務である。3点目は経営支援業務であり、県への申請や各種労働関係の届出等の事務を集約し、財務を含めた運営状況を改善する業務である。4点目は参画法人の社員向けの貸付業務である。5点目はこれまでも心配されてきた介護人材をはじめとする人材等確保業務であり、効果的かつ効率的な採用業務が可能となる。6点目は物資等供給業務であり、調達価格の引下げをはじめとした効率的かつ効果的な調達や供給が可能になる。

なお、先ほど委員から社会福祉法人との発言があったが、一般社団法人やNPO法人など社会福祉事業を行っている法人であれば参画可能である。

宮下雅志委員

課長の説明を聞き、特に人材確保の点からも非常に期待ができる仕組みであり、大きなメリットがある制度だと感じた。社会福祉連携推進法人の設立は、まず一般社団法人として設立登記を行った後、認定所轄庁である県から認定を受ける流れだが、社会福祉連携推進法人に対する県としての姿勢や方針を聞く。

社会福祉課長

委員指摘のとおり、社会福祉法人等同士が一般社団法人を設立し、社会福祉連携推進法人として県から認定を受けることで、これまで着手しにくかった福祉事業以外の分野に対し、法人同士が連携したり知恵を出し合ったりしながら対応が可能となる。各法人が共に事業を実施したいと考えても、知見や人材不足の面があるため、実際に社会福祉連携推進法人設立により実施可能となる事業の調査を含め、準備段階で法人同士が協議を行い様々な可能性を検討できるよう、県では小規模法人のネットワーク化による協働推進事業という補助制度を用意している。交付対象者となる県内の法人を現在募集中であるため、当該補助制度の活用による連携の検討を願いたいと考えている。

宮下雅志委員

今後、社会福祉連携推進法人が要件となるような補助制度が増えていくのではないかと感じている。高齢者施設等の防災改修等支援事業や地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金など、国において補助金や交付金など対象を拡大していくと思う

ため、本県としても積極的に推進願う。令和4年度に社会福祉連携推進法人制度が開始され、本県では補助制度を準備しているとのことだが、申請に対し速やかに手続が可能となる仕組みづくりが求められると思うため、対応を聞く。

社会福祉課長

本県における申請実績はまだないが、実際の申請は事前に内容を確認した上で受理する流れになると思う。現在申請書が提出された際は、速やかに対応できる体制を整えており、何なりと相談してほしいと思っているため、よろしく願う。

橋本徹委員

先日住民から問合せと要望を受けたため、県内の子供に関する救急相談窓口の現状を聞く。

地域医療課長

こども救急電話相談事業（＃8000）は、夜間において救急車を要請すべきか翌日の受診でもよいかなど、専門の看護師等による電話相談体制を展開している。相談件数は毎月平均1,000件以上と非常に多く、その半分は翌日の受診で対応可能との結果であり、一定程度救急搬送の負荷軽減に貢献していると考えている。

橋本徹委員

子供特有だと思うが、これまで元気だったものの夜間に腹痛を訴えたため、こども救急電話相談事業（＃8000）に相談したところ、双葉郡在住にもかかわらず郡山市の医療機関を受診するよう案内を受けたと話があった。結果として朝まで我慢して何とか耐えたものの、「こどもまんなか」を掲げているにもかかわらず、救急搬送を要するような切迫した場合に、その対応はあり得ないとの指摘を受けた。東日本大震災以前も双葉郡には夜間受診が可能な小児科はなかったと承知しているが、そうした事案があったことを共有しつつ、今後の改善も含めて要望したいが、見解を聞く。

地域医療課長

当該事案では郡山市の医療機関を案内したとのことだが、現実的には不適切な案内であったと思うためわびる。こども救急電話相談事業（＃8000）に係る受託事業者のマニュアルでは、小児科を標榜し、かつ実際に小児科医が勤務している医療機関を優先的に案内するよう指示している。委員指摘のとおり、いわき市医療センターでは深夜0～翌朝8時までは小児科医が不在となる時間帯があったように記憶し

ており、結果として小児科医が常駐している医療機関のうち最も近い郡山市を案内したと推測する。同マニュアルには緊急性の高い事案の場合は小児科ではなく救急医を案内するよう規定しているため、今回の事案では、ふたば医療センター附属病院やいわき市医療センターへの案内が適切であった可能性がある。受託事業者へは当該事案について改めて確認し、マニュアル等に不備があった際は速やかに修正したい。

真山祐一委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

なければ、以上で一般的事項に対する質問を終結する。

これをもって、保健福祉部の審査を終わる。

執行部退席のため、暫時休憩する。

各委員は暫時そのままお待ち願う。

(午後 1時13分 休憩)

(午後 1時14分 開議)

真山祐一委員長

再開する。

本委員会に付託された議員提出議案3件を一括議題とし、審査及び方向づけを行う。

議員提出議案の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

初めに、議員提出議案第68号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

否決の方向で願う。

安田成一委員

否決の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第68号については、否決の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出議案第69号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

安田成一委員

継続の方向で願う。

真山祐一委員長

議員提出議案第69号については、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、議員提出継続審査議案第54号について、各委員の意見を聞く。

金澤拓哉委員

継続の方向で願う。

安田成一委員

継続の方向で願う。

真山祐一委員長

継続審査議案第54号については、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、議員提出議案の審査を終わる。

次に、意見書の提出を求める請願の審査に入る。

請願調書の件名のみ、書記に朗読させる。

(書記朗読)

真山祐一委員長

初めに、請願49号については、さきに審査した議員提出議案第68号に関連していることから、不採択の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

次に、請願50号については、さきに審査した議員提出議案第69号に関連していることから、継続の方向として異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

真山祐一委員長

異議ないと認め、そのようにする。

以上で、意見書の提出を求める請願の審査を終わる。

なお、採決は12月17日に行う。

本日は、以上で委員会を終わる。

明12月13日は、午前11時より委員会を開く。

審査日程は、警察本部及び病院局の審査である。

これをもって散会する。

(午後 1時17分 散会)